

大潟村障がい者活躍推進計画

機関名	大潟村（村長部局）
任命権者	大潟村長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
大潟村における障害者雇用に関する課題	大潟村においては、令和 6 年で法定雇用率が未達成であった。このため、令和 7 年を計画期間とする障害者採用計画を作成し、採用活動を行ったところ、令和 7 年 4 月 1 日時点において法定雇用率を達成するに至った。 今後も本計画に基づき、障がいのある職員が働きやすい職場づくりになるよう体制整備を図り、職員の活躍を推進する。
目標	
①採用に関する目標	○各年度、法定雇用率以上を達成する。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。 ○障がいのある職員の相談窓口を総務企画課に設置し、相談しやすい体制を整備する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障がいの特性に配慮した適切な職務の選定を心掛けるとともに、障がいのある職員から障がいに起因しての職務の遂行が困難である旨の相談を受けた場合には、必要に応じて検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○年次有給休暇や特別休暇などの各種休暇の利用促進に努める。
4 その他	○障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を図る。